

非常変災時における生徒の登校措置について

荒天時等において、奈良県山辺郡山添村、奈良県奈良市、三重県伊賀市及び三重県名張市の各種警報の有無を十分ご確認くださいとともに、下記の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

記

- I 山添村・奈良市・伊賀市・名張市(以降4地区と表記)のいずれかに各種警報がだされた場合
 - 1 午前6時現在に特別警報が発表されている場合、休校とする。
 - 2 午前6時現在に大雨警報が発表されている場合、休校とする。
 - 3 午前6時現在に洪水警報が発表されている場合、休校とする。
 - 4 午前6時現在に大雪警報が発表されている場合、休校とする。
 - 5 午前6時現在に暴風警報が発表されている場合、休校とする。
 - 6 午前6時現在に暴風雪警報が発表されている場合、休校とする。
 - 7 なお午前6時以降に警報が解除された場合も、原則、休校とする。

- II 4地区以外の居住区に特別・大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪警報のいずれかがだされた場合
午前6時現在に各種警報が発表されている場合、その居住区の生徒は自宅待機とする。※途中解除された場合も終日自宅待機とする。

- III 通学途中で4地区のいずれかに各種警報がだされた場合
午前6時以降、登校までに各種警報が発表された場合、その時点で休校となる。まず安全な場所で一時避難後、自宅か学校の近い方へ行き待機とする。

- IV 台風・大雪等の影響により通学経路の交通機関が運休、または運休の恐れがある場合
登校時間帯に交通機関が運休、または運休の恐れがある場合は、その生徒は自宅待機とする。※以降状況が回復された場合も終日自宅待機とする。

- V 各種注意報の場合
大雨・洪水・大雪などの注意報が発表された場合は、気象状況に十分注意し、登校するものとする。

- VI 自宅待機の連絡
前項の各種警報以外で、自宅待機した生徒は、その旨を速やかに学校に連絡すること。また他校と措置が違ふことがあるが、この規定に従うこと。